

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年11月9日(2006.11.9)

【公表番号】特表2003-515616(P2003-515616A)

【公表日】平成15年5月7日(2003.5.7)

【出願番号】特願2000-575553(P2000-575553)

【国際特許分類】

C 08 L	1/26	(2006.01)
C 08 J	3/24	(2006.01)
C 08 L	5/14	(2006.01)
A 61 F	13/53	(2006.01)
A 61 F	13/49	(2006.01)
A 61 F	13/15	(2006.01)
A 61 F	5/44	(2006.01)

【F I】

C 08 L	1/26	
C 08 J	3/24	C E P
C 08 L	5/14	
A 41 B	13/02	D
A 61 F	13/18	3 0 7 B
A 61 F	5/44	H

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月21日(2006.9.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 高吸収性の多糖ベースの吸収材料の製造方法であって、架橋可能な多糖ベースのポリマーの形の開始材料を含有する溶液が架橋に供されて液体膨潤ゲルを生成する場合において、少なくとも部分的に架橋されたゲルがメタノール又はエタノール中に浸漬され、これにより水がゲルから部分的に除去されることを特徴とする方法。

【請求項2】 少なくとも部分的に架橋されたゲルがメタノール中に浸漬される請求項1記載の方法。

【請求項3】 開始材料を含有する溶液が水溶液である請求項1又は2記載の方法。

【請求項4】 架橋工程がポリマー溶液に共有結合架橋剤を添加することによって行われる請求項1, 2又は3記載の方法。

【請求項5】 開始材料が帯電した多糖ベースのポリマー及び非帯電の多糖ベースのポリマーを含むポリマーブレンドである請求項1~4のいずれか一項記載の方法。

【請求項6】 帯電したポリマーと非帯電のポリマーの間の比が約2:1~約4:1、好ましくは約3:1である請求項5記載の方法。

【請求項7】 開始材料がカルボキシメチルセルロース(CMC)及びヒドロキシエチルセルロース(HEC)の混合物である請求項5又は6記載の方法。

【請求項8】 開始材料がグーガムを含む請求項1, 2又は3記載の方法。

【請求項9】 架橋可能な多糖ベースのポリマーの形の開始材料を含有する溶液の架橋及び乾燥によって製造された多糖ベースの高吸収性吸収材料であって、開始材料が架橋後液体膨潤ゲルの形で存在する場合において、架橋された液体膨潤ヒドロゲルがゲルの乾

燥に先立ってメタノール又はエタノール中に浸漬されたことを特徴とする多糖ベースの高吸収性吸収材料。

【請求項 10】 開始材料が帯電した多糖ベースのポリマー及び非帯電の多糖ベースのポリマーを含むポリマーブレンドである請求項 9 記載の多糖ベースの高吸収性吸収材料。

【請求項 11】 帯電したポリマーと非帯電のポリマーの間の比が約 2 : 1 ~ 約 4 : 1、好ましくは約 3 : 1 である請求項 10 記載の多糖ベースの高吸収性吸収材料。

【請求項 12】 開始材料がカルボキシメチルセルロース (C M C) 及びヒドロキシエチルセルロース (H E C) の混合物である請求項 10 又は 11 記載の多糖ベースの高吸収性吸収材料。

【請求項 13】 開始材料がグアーガムを含む請求項 9 記載の多糖ベースの高吸収性吸収材料。

【請求項 14】 請求項 9 から 13 のいずれか一項記載の高吸収性吸収材料を含む吸収物品。